

Weekly Report

第627日号
令和3年11月22日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

経済対策による新たな給付措置の概要

閣議決定された経済対策では、事業者や子育て世帯などに対する新たな給付措置が盛り込まれました(詳細は検討中のため変更となる可能性あり)。

◎事業者に対する「事業復活支援金」……新型コロナウイルスの影響で本年11月～令和4年3月のいずれかの月売上が30%以上減少した中小法人や個人事業者を対象に、5ヵ月分(11月～3月)の売上減少額に基づき算定した金額を給付します。給付上限額は、売上減少率が50%以上の場合、法人は事業規模に応じて250万円、個人は50万円となります。また、減少率が30%以上50%未満の場合、法人は事業規模に応じて150万円、個人は30万円が上限です。

◎子育て世帯に対する給付金……高校生までの子(平成15年4月2日～令和4年3月31日の間に出生)がいる世帯に対して、子1人あたり10万円相当(現金5万円+クーポン5万円相当)を給付します。ただし、子を養育している方(最も所得が多

い生計主体者)の所得制限があり、例えば扶養親族等が年収103万円以下の配偶者と子2人の場合、年収960万円(所得736万円)未満が給付対象です。

◎マイナポイント第2弾……マイナンバーカードの普及促進等のため、①マイナンバーカードの新規取得者(既取得者で現行マイナポイントの未申込者を含む)に最大5千円分、②健康保険証として利用登録を行う方(既登録者を含む)に7500円分、③公金受取口座の登録を行う方に7500円分のマイナポイントを付与します(1人あたり最大2万円相当)。

◎その他……*住民税非課税世帯に対して1世帯あたり10万円の給付、*コロナで厳しい状況の学生等の学びを継続するための緊急給付金を実施。

来年1月から雇調金等の日額上限を引下げ

厚労省は、令和4年1月～3月の雇用調整助成金の特例措置や、新型コロナ対応休業支援金・給付金の取扱いについて、原則的な措置の見直しを行い、助成率は現行のまま維持しますが、日額上限を引き下げる予定です(地域特例や業況特例は現行の措置内容が継続されます)。

雇調金特例における原則的な措置では、現行1万3500円が助成額の日額上限となっていますが、1月・2月は1万1000円、3月は9000円として段階的に引下げます。

また、休業支援金の日額上限については、現行9900円ですが、1月～3月は8265円に引下げとなります。

年末調整で対応していない控除を受ける方は

大部分の給与所得者は年末調整で所得税が精算されるため、確定申告の必要はありませんが、年末調整では対応していない控除を受ける方は、還付を受けるための申告(還付申告)を行います。

例えば、支払った医療費が10万円(所得金額200万円未満の方は、その5%)を超える場合の医療費控除や災害等により住宅や家財などに侵害を受けた場合の雑損控除、初めて住宅ローン控除を適用する場合などは申告が必要となりますので、必要書類などを準備しておきましょう。